

政治活動用事務所の立札及び看板の類の掲示について

2026.2 安来市選挙管理委員会

公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者及び現に公職にある者）の政治活動のための事務所において掲げる立札及び看板の類には次のような制限があります。

1. 立札及び看板の類の総数の制限（公職選挙法施行令第110条の5第1項第6号）

立札及び看板の類は掲示できる枚数が定められています。

（市長・市議会議員の場合）

- | | |
|----------------------------|----|
| ①公職の候補者1人につき | 6枚 |
| ②同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて | 6枚 |

2. 事務所ごとの数の制限（公職選挙法第143条第16項第1号）

ひとつの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板の類は通じて2枚です。

両面を使用したものは2枚と数えます。

※ ひとつの政治活動用事務所に公職の候補者等と後援団体が同居していても、それぞれの事務所が実態として政治活動のための各種事務を行ってれば、それぞれ2枚までその場所に掲示することができます。

3. 大きさの制限（公職選挙法第143条第17項）

立札及び看板の類の大きさは縦150cm、横40cm以内です。

脚をつける場合はその長さも含みます。

4. 掲示できる場所（公職選挙法第143条第16項第1号）

立札及び看板の類は、「政治活動用のために使用する事務所ごとにその場所において」掲示することとなっています。その場所が実際に「政治活動のために使用する事務所」であることが条件であり、その場所が駐車場や空き地であったり、単に建物があるだけでは要件を満たしません。

5. 証票の表示（公職選挙法第143条第17項、公職選挙法施行令第110条の5第4項）

政治活動用事務所の立札及び看板の類を掲示する際には、選挙管理委員会が交付する「証票」を表示しなければなりません。

6. 証票の交付申請（公職選挙法施行令第110条の5第5項）

証票の交付を受ける場合は、「証票交付申請書」に設置場所のわかる地図等を添付して安来市選挙管理委員会まで提出してください。

証票には4年ごとの有効期限があります。

7. 立札及び看板の類の設置場所等の変更・廃止

立札及び看板の類の設置場所の移動等、申請の内容に変更があった場合は「証票交付申請書記載事項異動届」を提出してください。

また、立札及び看板の類を掲示する必要がなくなったときは証票を返還するとともに、「廃止届」を提出してください。

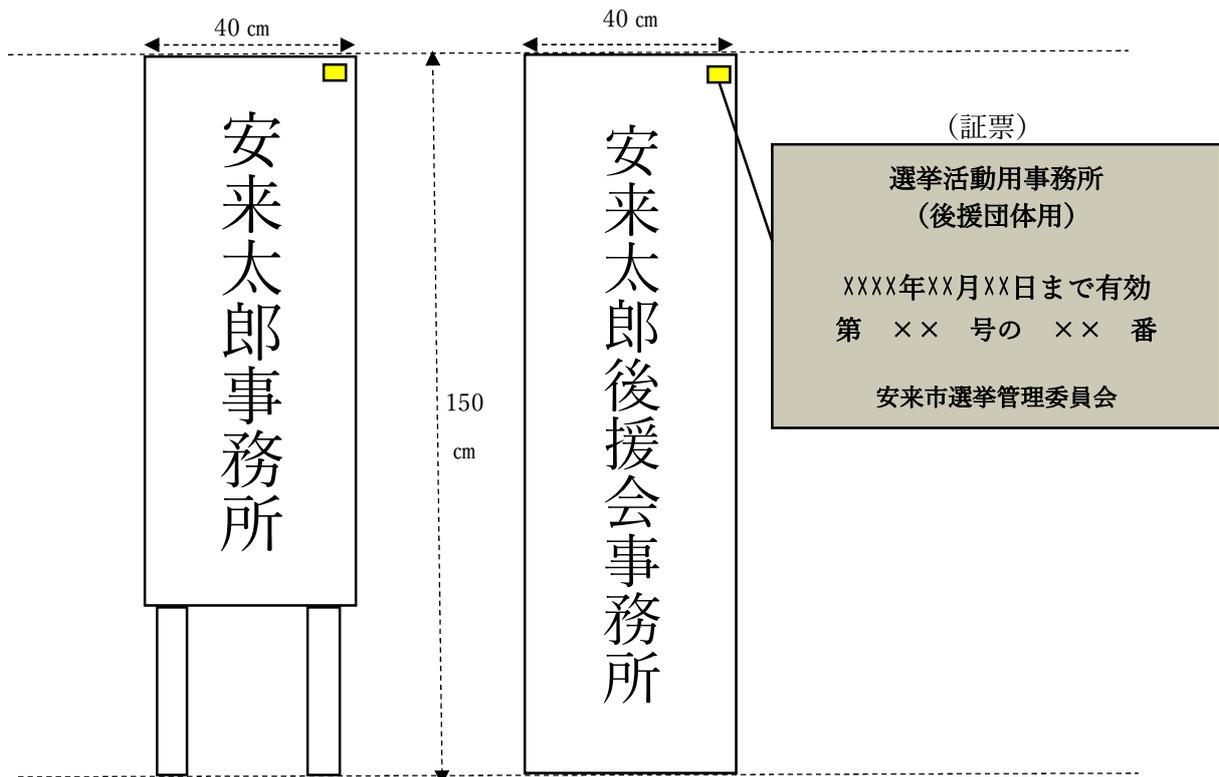
例) 公職の候補者でなくなったとき

公職の候補者等の後援団体でなくなったとき

後援団体を解散したとき

8. 掲示上の注意

- ・立札及び看板の類の記載内容は、選挙運動にわたるものであってはいけません。
- ・選挙期間中は新たに立札及び看板等の類の設置をすることはできませんのでご注意ください。
- ・三角柱、四角柱など広告塔のように立体感があるものは看板とは認められません。
- ・証票は立札及び看板の類の前面の見えやすいところに表示してください。



9. 罰則規定 (公職選挙法第 243 条)

証票の交付枚数や、立札及び看板の類の大きさ又は掲示場所などに公職選挙法違反があった場合は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰則に処されることがありますのでご注意ください。

【お問合せ先】

安来市選挙管理委員会事務局

TEL 0854-23-3136